小 沢 一 郎　事 件 年 表

平成24年

検察の動き

1/12 証拠を隠すことで検審審査を誤誘導した容疑で、被疑者不詳で偽計業務妨害。石川議員取調べで、検審提出のため事実と異なる報告書を作成した容疑で田代検事を虚偽有印公文書作成罪および同行使罪で告発。

4/25 田代検事と上司6名を「偽計業務妨害罪」、「偽証罪」、「犯人隠避罪」で告発。

5/24 佐久間元部長、斉藤副部長らを虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪で告発。

6/8 虚偽捜査報告書の作成問題に絡み、検察審に提出された田代検事作成とは別の特捜部副部長名の捜査報告書は、実際には佐久間元部長が執筆していたことを日本経済新聞が報道。

6/27 1/12告発分について田代検事を嫌疑不十分、上司6名を嫌疑なしで不起訴処分に、田代検事は辞職。

7/2 田代政弘元検事（45）が事実と異なる捜査報告書を作成した問題で、昨年1月に把握しながら捜査しなかったとして、笠間治雄検事総長（64）ら当時の幹部6人について犯人隠避容疑で告発。

7/20 検事総長交代（笠間 治雄氏から小津 博司氏へ）

市民団体（健全な法治国家のために声をあげる市民の会）

告発

告発

代表：八代啓代（大阪府生まれのラテン歌手、作家、エッセイスト、ジャーナリスト、音楽コーディネータ）

告発

告発

5/2 ロシアのサイトに捏造捜査報告書の関連資料があることを知らせるメールが届き、多くの人がその内容を知ることになった。

申立

東京第一検察審査会の動き

8/23 田代検事の嫌疑不十分とした不起訴処分に対して不服申し立て

裁判の動き

2/17 石川被告らの主要な供述調書の証拠採用を却下

4/26 小沢裁判（裁判長：大善文男）で無罪判決

5/11 指定弁護士が判決を不服として控訴

指定弁護士側が共謀共同正犯が成立するとした主張に「相応の根拠があると考えられなくもない」と一定の理解を示した上で、しかしながら被告に土地取得や費用支出時期の認識や4億円の収入計上の必要性の認識を認めることができず、故意や共謀を肯定することができないと無罪にした。
その他、検察審査会が起訴事実に基づかいない4億円の虚偽記載を追加した事を認め、捏造証拠書があっても検察審査会の議決は有効とした（検察官が任意性に疑いのある供述調書や事実に反する内容の捜査報告書を作成し送付したとしても、検察審査会における審査手続きに違法があるとはいえず、また、起訴議決が無効であるとする法的根拠にも欠けるとした）。

野田内閣

4/19 小沢氏が会長をつとめる新政研の会合で、「検察審査会の実態調査を目的とする法務委員会秘密会」の開催を衆議院議長・参議院議長に要請することが決まるが開催には至らなかった。

5/10 小沢氏の党員停止処分を解除

5/11 捏造捜査報告書が発覚し、小川法務大臣が野田首相に面会して、検事総長に指揮権を発動する考えを伝えたが首相の了承は得られなかった。

6/4 小川法務大臣は首相との二度目の面会が開かれる予定があった前日、突然の内閣改造で事実上の更迭となった。法務大臣の後任は滝実であった。

6/26 衆議院で増税法案が賛成多数で可決（民主で反対57名、棄権欠席19名）。

7/2 民主党の衆議院議員40名と参議院議員12名が離党届を提出。

7/11 『国民の生活が第一」が結党される（衆議院議員37名と参議院議員12名）。

8/10 参議院本会議で消費税増税法案が可決(民主で6名造反）。

は小沢氏の「強制起訴」裁判

小 沢 一 郎　事 件 年 表

平成24年

検察の動き

控訴審判決は、一審判決が認定した「4億円の簿外処理」について、土地代金支払いと融資金の口座への振込みの時間を細かく認定し、僅かな時間のずれだけなので、「石川としては、実質的には本件土地の取得費にりそな4億円を充てたことになると思っていた可能性があり、虚偽の説明をしているという認識がないということもあり得る」と認定した。

この事件の捜査の段階で、検察は、4億円の借入れと定期預金の担保設定は、水谷建設からの裏献金を隠ぺいするための偽装工作として行われたとの構図を描き、マスコミも、その偽装・隠蔽を「水谷建設からの裏献金疑惑」に結び付け、それこそが事件の核心であるかのように報道した。

しかし、判決では、被告人がそれを「違法な処理」と認識していたことを否定しただけでなく、実行者の石川氏にも虚偽の説明をしているという認識自体がなかった可能性があると認定した（一審判決も、この「4億円簿外処理」の偽装・隠蔽の意図を否定し「その場しのぎ」と認定していた）。

また、この「4億円の簿外処理」については、「石川が、先輩秘書からの示唆を受けるなどしたことを契機に、マスメディア等からの追及的な取材や批判的な報道を避けるため、本件土地の取得費の出所を説明しやすくするという目的で考え出したスキーム」と認定しているだけで、それが、「違法な処理」だとの判断は示さなかった。

裁判の動き

9/26　控訴審初回公判で即日結審。指定弁護士側の証拠請求を却下。

11/12　控訴審で控訴棄却（無罪判決）（裁判長：小川正持）。一審判決より弁護側の主張に沿ったものであった。この控訴審では無罪判決が維持されただけでなく、一審判決が認めていた小沢氏の秘書3名の虚偽記入の犯意や、4億円の銀行借入れ、定期預金担保が隠蔽の意図によるものであったことも否定する判断が示され、この事件の捜査で検察が前提にした事件の構図そのものが否定されることになった。

野田内閣

11/28　未来の党を結成。代表に滋賀県知事の嘉田　由紀子。山田正彦氏、阿部知子氏、広野允士氏、森裕子氏、佐藤公治氏、谷亮子氏、川島智太郎氏、主浜了氏の8人の国会議員が名前を連ねた。

12/16　衆議院議員選挙で民主党は公示前230議席から57議席と惨敗。自民党（118→294議席）、未来の党（61議席→9議席）。未来の党は総選挙で121人の候補を擁立したものの、乱立する第三極の中で埋没し、小選挙区で当選したのは小沢一郎と亀井静香の2人のみで比例区をあわせてもわずか9議席にとどまった。
新党大地の石川知裕議員は小選挙区では約1万6千票差で敗れたが新党大地から重複立候補していた比例北海道ブロックの惜敗率の結果により、復活当選した。

安倍内閣

12/26　安倍内閣誕生、幹事長　石破　茂

12/27　未来の党の分党により生活の党を結成。、旧「国民の生活が第一」に所属する衆議院議員7名と参議院議員8名が「生活の党」に党名を変更して存続、阿部知子衆議院議員1名による政治団体「日本未来の党」が新たに設立されることとなった。

12/28　団体名を「生活の党」へ、代表者を「森裕子」へ異動する旨を総務省へ届出。

　　は小沢氏の「強制起訴」裁判